

『平家物語』『鵜川合戦』・『御輿振』の史的問題若干

佐々木 紀 一

はじめに

『平家物語』では、清盛と後白河院近臣の対立の勃発を導く事件として、院近臣の西光親子の横暴に端を発した加賀白山末寺との抗争を描く。以降、加賀目代で西光縁者の師恒の末寺焼打、白山大衆の蜂起、同社神輿の上洛、更に白山の本寺である叡山の神輿を担いだ強訴を、後二条関白の神罰説話を含みながら長々と述べる。『平家』は山王の神威について強調する事が多いのであるが、¹⁾肝腎の事件の展開について正確ではなく、²⁾作為的に展開を創出してゐるとの鈴木彰氏の指摘がある。³⁾

筆者は鹿谷の変の展開を検討した拙稿に於いて、加賀国司による別件の日吉神人神米押領が叡山強訴の主動機であり、また強訴を過激化させた事を指摘したが、その際、白山事件全体の展開について記してゐた史料「日吉山王記」が早くに紹介されてゐた事を逃してゐた。またこの時参陣した神輿が諸史料及び『平家』諸本間で相違する現象についても検討しなかつた。この強訴について触れた諸家の論にも言及されてゐないから、以上の問題について聊か考察するものである。

一、『日吉山王記』から見た白山事件

寛一本『平家』では国司・目代の兄弟は、父で、院の近臣西光法師の權威を笠に着、任国の諸領を停廢する専横を働くが、更に、目代下着のはしめ、国符のへんに、鵜河と云山寺あり、寺僧とも⁴⁾か境節湯をわかひてあひけるを、⁵⁾乱入してをひあけ、わか身あひ、⁶⁾雑人ともおろし、馬あらハせなとしけり(卷一「鵜川いくさ」、屋代本・南都本大略同)として、これを制止した寺僧と小競り合ひになり、目代師恒は一旦退却した後、在序を率して同寺を焼き討ちしたとする。

確かに四月六日の院宣には「白山僧侶末寺焼失訴事」とあり、⁷⁾「皇代曆」裏書では、「叡山訴事者、依白山加賀馬場住僧事也」とあるが、「山門嗽訴記」・「天台座主記」(共に後掲)では「白山」を焼き討ちしたとし、「頭広王記」では「焼払白山神領在家」、⁸⁾「玉葉」では「件目代、焼払彼国白山領」(三月二十一日条)、『百鍊抄』にも「加賀守師高目代焼払白山之間」(三月二十一日条)とだけあつて、紛争の細部や白山内部の当事者が不明であつた。

この問題に光を与へる史料があつた。早稲田大学図書館蔵教林文庫本の『日吉山王記』である。⁹⁾本奥書は康永元年十月とあり、「二十五、

社頭炎上事」の記事に、

後醍醐院

元徳三年四月十五日〔庚申〕祭礼

当御代

暦応四年十二月廿七日〔庚申〕祭礼

同五年四月十九日〔下略〕

とあるのが最終記事であるから、暦応五年（一三四二）以降で、「当御代」とあるから光明天皇の在位の間（一三三六～四八）の成立か。内容は日吉社の諸記事の集積で、その二十三「四月御祭并臨時祭延引例」に、問題の御輿振の記事がある。

第八 安元三年四月十五日〔略〕

同六月廿八日〔丙申〕改行 七月五日 小五月会

子細者、加賀国目代氏所白山寺領、温泉寺住侶、切懸公事之間、寺僧等依无先例、不可勤仕云、仍件別所、目代焼払了、兼又称兵粮米、大津右方神人上分米千余石押取了、依之温泉寺之僧侶等、訴白山、又白山寺僧奉振白山神輿、訴申山上大衆、右方神人山門訴申、去彼未不被乱返者不可勤仕神事云、依之山上騒動、早彼国司師高被放遠嶋、目代被禁獄、件未可礼返之由、令 奏聞之処、目代許可被流罪之由、有 勅許、余事無裁報、仍四月十三日〔神輿迎日〕、八王子・客人・十禪師神輿入洛、祇園社奉具、大衆令参閑院内裏、二条西洞院辻奉振寄之間、内大臣宗盛郎等々、懸出之間、三騎落馬、其中忠盛息、自馬落之尅、大衆腰切了、馬二疋切散畢、而間伊藤左衛門尉、十禪師神輿射立箭、八王子駕輿丁被射畢、預法師死去云、大衆奉拾御

興登山畢、八王子・客人・十禪師御輿祇園入御畢、祇園別当宗盛也、同廿一日如訴申、被宣下畢、又御輿奉射之輩六人禁獄、又可被造替神輿之由、同被仰下畢、仍祭延引畢云、委細御輿振記 (①) 双巖院本「札」、(②) 双巖院本「拾」

本文の波線部は意味不明で、誤写・誤読が想定され、jで内大臣重盛を誤る割注は、後人の手になる可能性があるが、「鶴川軍」より「御輿振」に到る事件について詳しい記事が載るのである。dは先稿に指摘したが、大津神人神米押領が強訴の一因であつた事を記して、「顕広王記」・「天台座主記」に同じ。又gの目代師恒に流罪の処分が下つたとある事は物語に見えないが、記録より確認出来るから正しく、mも日付を二十一日とする記録が多いが、「仲資王記」は二十日として、且つ記事の内容には間違ひ無いから、誤りとする必要はない。iで大衆が押し寄せた場所を二条西洞院とするが、「愚昧記」四月十三日条に「神輿弃置二条町辺」、及び後掲「続左丞抄」波線の「二条北西洞院東」に神輿が振り棄てられてあつたとする事と符合する。また官兵の實質的統率者は、後掲「顕広王記」及び「愚昧記」四月十五日条より、平家家人の伊藤忠景と確認出来るのであるが、「日吉山王記」kもそれと一致する。但しjを見るに一方的な官兵の弾圧とする「平家」とも異なり、平家側の突発的な行動と被害を記す点、他史料に比べても独自の衝突の経過である。lで死人の出た事は諸記録と一致するが、被害者の内訳は一致せず、「神人宮司多射殺サル」(屋代本)とする「平家」とは異なる。従つて今後も批判検討が必要であるが、現存「平家」の影響下でない事は勿論、鶴川合戦より御輿振に到る独自の史料として利用して可で、e・fを見るに大津神人の働きかけが大

衆を動かしたとある事は、その影響力の大きさを示すもので特に注目すべきであらう。

二、湧泉寺と温泉寺

その『日吉山王記』の最大の問題は、紛争の原因と白山側の当事者の寺名が、『平家』と異なる事である。aからすると対立は国司側の公事賦課に対し温泉寺が先例なしと云つて拒否した事に発端があることになる。対立の本質が『平家』の如く目代の横暴にあるのではなく、国司、更には後白河院政の収奪強化と在地領主の抵抗にあると梶原氏論・浅香氏論に指摘があるが、『日吉山王記』は端的にそれを証するものである。例へば、

大臣の猶子に右衛門権佐公重といふ人ありて、紀伊国の宰吏たり、日前国懸の造宮役を、当寺の四ヶ村に宛催さる、代々勅免あるに仕て承伏せず、国使寺中に乱入して、本堂を始て諸坊まで、追捕する事了ぬ、寺家訴へ申といへとも、事行すして日月空過了〔粉河寺縁起〕「徳大寺左大臣依鎮守丹生明神崇、免除国役事第十七」¹⁵⁾

を見るに、権門による在地寺院の収奪が暴力を伴ふ事、対して寺院が仏罰神罰を強調する事は当時必ずしも例外的ではなく、更にcに依れば加賀目代側の焼討は同寺のものではなく、その別所と解されるから、梶原氏論の通り、現存『平家』を見る限り、目代側の横暴が強調されてゐる事になるのである。¹⁶⁾

さてbによれば事件が温泉寺で起きたとある事が、物語の成立・展

開を考へる上で看過出来ない問題を提起する。前掲の覚一本では寺名が挙げられないが、延慶本では、

同三年八月、白山ノ末寺ニ宇河ト云山寺ニ出温アリ、彼ノ湯屋¹⁷⁾

目代カ馬ヲ引入テ湯洗シケルヲ

とあつて同様寺名は明記しないが、温泉があつたとする。対して八坂本『平家』には、

国府の辺に鶴川のゆせん寺と申山寺あり¹⁸⁾

とその寺名を明記する伝本があり、『源平盛衰記』¹⁹⁾でも、

白山中宮ノ末寺ニ湧泉寺ト云寺アリ、国司ノ庁ヨリ程近キ所也、

彼山寺ノ湯屋ニテ、目代カ舍人馬ノ湯洗シケリ(巻四「湧泉寺喧嘩」、◇は蓬左本・松井本の読み仮名)

として、同寺を白山中宮末寺とするが、温泉があつたとは明記しない。

その湧泉寺は、長寛元年の成立とされる『白山之記』²⁰⁾に、中宮八院の一として揚げられ、鶴川の所在で加賀国府にも近く、白山中宮の神輿が上洛したとする記事(覚一本)と符合する。対して『日吉山王記』の温泉寺は、同様『白山之記』に白山五院の一として同名の寺が見えるが、現在の加賀市の山中温泉の薬王院に比せられるから、²¹⁾鶴川の所在ではなく国府近辺とならない。長門本の当該本文は全体的に延慶本に近いが、

同二年八月に、白山末寺にうんせん寺といふ山寺にいてゆあり、

かの湯にもく代むまをひき入てあらひけるを(巻二「師高焼払温泉寺事」)

とあり、場所を鶴河とせず、寺名を「うんせん寺」として、『源平闘諍録』にも、

同三年八月十三日目代師高^ト与白山^ノ末寺温泉寺僧徒^ニ依出事^一、
従国方^一師高推寄^テ焼^ニ私温泉寺之坊舎^一ヲ、仍^テ白山衆徒同年ノ冬、
比、捧^テ神輿^一ヲ上洛^シ訴^ニ山門^一ニ之間（一之上）「目代師高白山与
大衆起争事」

と温泉寺とするが、所在地を言及しない。四部合戦状態には、

有^リ白山末寺府中近^ラ温泉寺云山寺^上、湯河云^フ所有^リ出湯（巻一
「温泉寺喧嘩事」）

と温泉寺を「湯河」在とし、八坂本にも「国府ノ辺^ニ温泉寺ト云山寺
アリ」（両足院本）・「かゞのこうのへんにう川のうんせん寺と申山寺
有」（城一本巻一「うかわかつせん」として、鶴川に温泉寺があると
する伝本も存在するが、従来、「温泉寺は湧泉寺の訛なるべし」とさ
れ、延慶本に見る如く「出湯」から、別の温泉寺に誤つたとされる。²³⁾

然るに『日吉山王記』が正しいとすると、温泉寺とする本文に古
態の可能性が浮上し、更にこれを山中温泉の同名の寺と認定すると、
『平家』で鶴川より白山中宮へと騷擾が拡大して行くとする白山内部
の展開が、史実と異なる事になるのである。しかし長門本でも後に、
神輿が「八月五日宇河を立て、くわんしやう寺につき給」との本文が
あり、紛争地が鶴川である事を前提にする本文があるから、現存の長
門本を見る限り、加賀市の温泉寺を指して古態であると見る事は出来
ない。また前述した通り、現存『日吉山王記』の粗雑な本文からする
と、後世の誤写・改変の可能性、更には湧泉寺と温泉寺を誤解した可
能性を否定出来ないのだが、『日吉山王記』、更には『平家』の「温泉
寺」は、抑も鶴川の湧泉寺を指す可能性を指摘出来る。

前掲の四部本や、両足院本の「皆甲三百余騎湯河^ニ押寄^テ坊舎一宇

モ不^レ残焼払^フ」では、鶴川を温河（ユカワ）と表記してゐるのだが、
『盛衰記』の後掲の院宣にも「加賀国温河焼失事」（巻四「白山神輿登
山」）・米沢本に「国府ノ辺^ニ温川ト云山寺アリ」（後に「鶴川^ニ押寄^テ
山」とあり、ユカハと読むと思はれるから、温泉との関連がある訳
である。目下、鎌倉時代に「温泉」を「ゆせん」と読む例は見当てて
ゐないから『日吉山王記』の「温泉寺」を「ゆせん寺」と読んだとは
出来ない。しかし在地では湧泉寺の表記が守られてゐたにしろ、『平
家』では盛衰記以外にその表記を見ないから、「ゆせんじ」「ゆかは」
の音（前掲蓬左本・松井本『盛衰記』・奥村本『平家』）から、『日吉
山王記』や一部『平家』の「温泉寺」の表記、或は着想が生じたので
はないか。

先の延慶本の「出温」は長門本を参照するまでもなく文脈から「い
でゆ」と読むべきであるが、平安から鎌倉時代にかけて「温」を
「ユ」と訓じた例は多い。東大寺の『東南院文書』では同寺の大湯屋
役に宛てる所領の寄進状が収められるが、

自今已後、以件田老段所出、可勤仕両月大温屋大温室役之条、寄
進如件（僧良久東大寺温室田寄進状）、永治元年八月）²⁴⁾

とあるが、別に、

寄進 大湯屋温室田事（僧慶観東大寺温室田寄進状）（永久五年
七月）²⁵⁾

とあり、「温屋」を「湯屋」と同意で使用してゐる。同一文書の中で
は、『園林寺文書』若狭園林寺政所附鐘田寄進状（応長元年九月）に、
寄進 二十八所社附鐘田事

合老段者（在所秋吉名内中□面、元湯屋田）

右、件田者、温屋已無形之間、多年徒成人物之条、善根之退転、公私之懈怠也、仍為天地長久、將亦結界郡類為滅罪生善、寄進之状如件

応長元年九月十八日 政所(花押) 奉³²⁾

とある。これが単に「湯屋」のみの特殊な誤用でない事は、東大寺領の「温船村」³⁵⁾が「湯船・王瀧両村」³⁴⁾とも表記される事、越後白河庄地頭の大見氏の代々の讓状に、その内部の「湯川条」³⁶⁾が「温川条」³⁶⁾とも表記されてゐる事からも確認出来る。何より、

彼処温屋候ハぬほとに、是僧おハしまし候か、温をたて、御わた
り候か(『金沢文庫文書』「某書状」(徳治三年)³⁷⁾)

とある事からすると、「温」の字と「湯」の字が通用されてゐたと判断される。

その理由は両字が似る事も無関係では無いと思ふが(従つて以上の翻刻の誤りの可能性もあるが)、『色葉字類抄』には「温泉」³⁸⁾「湯泉」³⁸⁾(前田本。黒川本・『伊呂波字類抄』同)・『延喜式』「神名帳」に「温泉神社」(摂津国有馬郡、下野国那須郡、陸奥国玉造郡、同国磐城郡)、「温泉石神社」(陸奥国玉造郡)、「温泉郡」(伊予国)とあり、温泉・湯泉ともに「ゆ」と訓まれた事も預からう。³⁹⁾

抑も往時、湧泉寺に温泉が湧いてゐたか不明で、『日吉山王記』に依れば、紛争に目代の湯洗を介在させる必要は無いから、延慶本・長門本・四部本で出湯を舞台とする事自体、物語作者の机上の結構の可能性を指摘出来る。前述した通り『日吉山王記』の単純な誤りの可能性を否定出来ないが、少なく共、現在の段階で、目代と衝突したのが山中温泉の温泉寺であるとする必要はないと考へる。

三、『平家』諸本の異同について

白山神輿の登山と日吉社の客人宮との対面について『平家』は縷々述べるが、実はその後の同神輿の消息について、一切言及しない。神輿の上京は『日吉山王記』^e及び『百鍊抄』三月二十一日条より確認出来るが、内裏強訴の際、この白山神輿も加はつてゐたとする『平家』がある。延慶本『平家』の当該箇所を引けば、

治承元年(丁酉)四月十四日、御祭ニテ有ヘカリケルヲ大衆打留テ、同十三日辰尅ニ、衆徒日吉七社ノ御輿、¹⁾同八王子・客人・十禪師等ノ三社、²⁾【山一社】ノ神輿ヲ陣頭ヘ振下タリ、師高ヲ可被流罪一由、訴申サントテ、西坂本・下ッ松・切堤・賀茂河原・忠須・梅多田・東北院・法城寺ノ辺、神人・宮仕充満シテ、声ヲ上テ³⁾【ラメキ】⁴⁾叩フ、京白河貴賤上下、集来テ、奉ル拜シ之⁵⁾【就テ其一レニ】、⁵⁾【祇園ニ一社・京極ニ二社・北野ニ二社】、都合十一社ノ神輿ヲ陣頭ヘ奉ル振⁶⁾リ、其時ノ皇居ハ里内裏、閑院殿ニテ有ケルニ、⁶⁾【既ニ神輿】ニ二条烏丸、室町辺ニテ【近キ御】(一本「山門衆徒内裏ヘ神輿振奉事」)

とある2は、意味不明であるが、『盛衰記』に拠れば、

治承元年四月十三日辰刻ニ、山門大衆日吉七社ノ神輿ヲ奉莊、根本中堂ヘ振上奉、先八王子・客人権現・十禪師三社ノ神輿下浴アリ、白山早松ノ神輿同振下奉、大嶽・水呑・不動堂・西坂本・下松・伐堤・梅忠・法城寺ニ成ケレハ、祇園⁷⁾・北野・京極寺、末社ナレハ、賀茂川原ニ待受テ、カヲ合テ振タリケリ、東北院ノ辺ヨリ神人・宮仕多来副テ、手ヲ扣、音ヲ調テ、ラメキ叫、貴賤

上下走集テ、之ヲ拝シ奉ル、法施ノ声声響天、財施ノ産米地ヲ埋
タリ、一条ヲ西ヘソ入セ給ケル、マタ朝ノ事ナレハ、神宝日ニ耀
テ、日月地ニ落給ヘルカト覺タリ、源平ノ軍兵、依勅命、四方ノ
陣ヲ警固ス、神輿、堀川猪熊ヲ過サセ給テ、北ノ陣ヨリ達智門ヲ
志テソ、フリ寄タテマツル(巻四「山門御輿振」)

を見るに「白山」であつたと推定されるからである。『日吉山王記』
では白山神輿の参陣について言及がないが、実はこの時の参陣した神
輿とその数について、物語諸本間だけではなく、史料の間で差異があ
り、白山神輿の参陣の有無についても区々である。

前掲の延慶本本文を見るに、八王子・客人・十禪師は日吉七社に含
まれるから、これを併置するのが不審。仮に日吉七社に八・客・十の
三社を含め、或は又は別にしても神輿の合計が十一にならない点でも、
延慶本本文には矛盾がある事になる。同本に近いのが長門本で、延慶
本との主な異同を挙げれば、

1 「をかさり奉り、中たうへふりあけたてまつりて」、
2・3 ナシ

4 「是につ、きて」

5 「きをん・北野二社」

6 「白玉・金鏡・緑羅・紅絹をかさり奉る、神輿あさ日の光にか、や
きて、日月の地におち給ふかとあやまつ、一条を西へ入せ給ひける
か、十せんしの御こしすてに」

7 「ちかつかせ給ひければ」
とあつて、白山神輿が消えるが、1では七社を山上に振り上げたのが
辰尅で、その中の三社が入洛したとして、日吉七社と三社を並列する

関係の矛盾はない。しかし5を祇園一、北野二で合計三社、或は祇
園・北野各一で二社、或は各二社で合計四社と解しても、総計の十一
社に大きく不足する点、問題が残る。その点、『盛衰記』では、日吉
七社と三社との関係は、長門本と同様の説明で矛盾がなく、且つ神輿
の合計を明記しないから、他の二本に比して最も整合的である。

覚一本『平家』によれば、

安元三年四月十三日辰の一点に、十禪師・客人・八王子三社の神
輿ヨカサリ奉り奉て、陣頭ヂンドウへふり奉る、さかり松・きれ堤ツツミ・賀茂の河原カモノカハラ・
糺タマシメ・梅たゞウメノタダ・柳原ヤナギノハラ・東福院の辺に、しら大衆シラテウシュ・神人カミヤジ・宮仕ミヤジ・専当センドウ
みちくへて、いくらと云数をしらず、神輿カヌは一条を西へいらせ給
ふ(巻一「御輿振」)

とあり、日吉七社中三基が寄せた事とし、四部本では、

同四月十三日有日吉御祭、大衆打留、同日辰尅計り、奉振下
下マツリ日吉御輿并八王子・客人宮・十禪師・三宮御輿上、立下、住下
坂本・下リ松・切リ堤・賀茂河原上、梅田・東北院・法城寺辺、神
人・宮人充満、調ツへ声喚叫マ、京中白河上下諸人來集、奉レ拜レ之、
声々相統ツ震シ、二条西へつ成入御々、神宝耀ニ朝日光一、日月
落下地之誤アヤ、神輿近付セ下堀河猪隈辺(巻一「御輿振」)

とあり、洛中の末社御輿の参陣、及び御輿の合計に付いて言及しない。
三宮の御輿が他本に見えず、これは「三社」を誤つた可能性が考へら
れるが、日吉社の三(四)基のみが入洛したとしても、日吉御輿と八
王子以下を別扱ひにする過ちを犯す点、延慶本と同じである。一方、
後掲の宣旨では「今月十三日叡山衆徒昇キ日吉七社感神院等御輿二
(巻一「師高流罪」)として、日吉七社の参陣とするが、『源平闘諍録』

でも、

治承元年〔丁酉〕四月可^シ有日吉御祭、大衆打留之^ヲ、同十三日辰^ノ尅^ニ衆徒奉捧^ニ日吉七社御輿^一ヲ参向陣頭^ニ（一之上「山門大衆捧神輿」下洛事）

と、当該本文が他本と大きく異なるが日吉七社の御輿が参洛したとする。以上から主要諸本で御輿の数、名称が区々である事が分かるが、その合計が整合的な『盛衰記』が古態で、長門本がこれに続き、日吉社と八王子以下を併置して仕舞った延慶本と四部本の祖本の順に、崩れて行つたと想定する事も一見可能の如くである。しかし既に富倉徳次郎氏が指摘するが、内裏は延慶本の様に閑院殿が歴史的に正しく、二条を経路とするのが妥当であるから（四部本・屋代本同）、延慶本が古態を留めると見られ、長門本が閑院殿を内裏としながら、一条を経路とするのは（同時に屋代本が大内としながら二条を経路とするのも）内裏を閑院とする本文と大内とするそれとの折衷本文の可能性が想定されるのである。古態本文が必ずしも史実を留めるとは云へないが、神輿の数、種類、その動静について、史料を参照する必要がある。

四、諸記録から見た参陣神輿

この時の強訴について言及する同時代の日記には、『玉葉』・『愚昧記』・『顕広王記』・『仲資王記』が残る。比較的詳しいのが『顕広王記』で、

振神輿八基、山大衆群参、是為訴申加賀国師隆云々、其故焼払白山神領在家、兼押取大津神人貯物二千余石云々、仍神人等訴申
本山、随大衆陣参之処、付武士等於陣頭、被射払了、神輿二基中

矢（十禪師・京極寺云々）、伊藤左門忠景為將軍云々、此事日來沙汰也、依院宣射之、神輿弃二条大路、大衆帰山歟（四月十三日条）

とあつて神輿は八基とするが、構成は不明。

対して神輿は七基であつたとする史料がある。

延暦寺衆徒相具七社神輿参内、欲入陣中之间、武士相防、流矢誤中十禪師神輿、未曾有之例也、神人宮仕等同中矢亡命、然間衆徒弃神輿逃去、仍召祇園别当隆憲可奉迎神輿之由被仰下、臨夕、祇園所司神人参入奉迎之（『百鍊抄』四月十三日条）

また、

安元三年四月十三日、延暦寺衆徒先神輿七基（十禪客八王子祇園三基京極寺等也）、推参陣頭之間、武士相禦中矢殞命二人、被疵者西三人、仍神人等棄置神輿分散

同日、以官使被実檢弃置神輿之処、二条北西洞院東所在神輿七基也、其内十禪師神輿矢一筋射立葱花下云（『続左丞抄』三所収）
〔安元三年日吉神輿入洛記〕

で、前者では日吉七社の如くであるが、後者ではその構成が明らかになる。後者の日吉は十禪師・客人・八王子の三基で、残りが祇園三基と京極寺の合計七基となる。元亨三年二月、祇園社務執行晴頭の手になる『祇園社記』一「神輿入洛之時造替例」でも、

一、安元二年四月十三日〔日吉三基／八客十〕祇園神輿振閑院内裏陣頭之時

とあつて、日吉三基の入洛のみの如くであるが、次いで、

同六月六日〔為上皇御沙汰〕被調猷祇園三基神輿〔奉伊豆守大江

通資調進之

同廿二日、被調獻七社并京極寺一基神輿〔被副進神馬〕

と御輿修理の記録があり、日吉三基と祇園三基・京極寺一基の合計七基が参陣したと云ふ事になる。『百鍊抄』、更には四部本の宣旨本文・『闘諍録』が日吉七社とするのは、末社を含めた七基の誤りと解すれば、これと符合する訳である(蓬左本『盛衰記』が前掲延慶本本文中、1◇を持たないのも七基とする為か)。

しかしその構成と数が異なる史料がある。『山門嗽訴記』^⑤は、大外記中原師香の勘文とあるが、同人は「外記補任」応安元年(一三六八)条に大外記として見え(統群書類従)、壬生本「中原系図」には「嘉慶二年(一三八二)正、頓死」とある。最終記事は正和四年(一三一五)四月であるが、或は応安元年(一三七〇)八月、同二年七月、同七年六月に日吉神輿が入洛してゐるから、何れかの折の勘進であらうか。本文は以下の通り。

山門嗽訴記類 日吉入洛之流例 大外記師香筆

大外記中原師香注送之

日吉神輿御入洛間例

(中略)

治承元

安元三年四月十三日、同神輿三基、白山・祇園・北野等入洛、

是依訴申加賀目代焼白山事也、是日奉渡神輿於祇園社、同二十

日、加賀守師高解官配流^{馬張}、奉射神輿之輩六人禁獄、

とある事を見るに、神輿は六基以上。日吉以外の末社の神輿の中、白山・北野が『続左丞抄』・『祇園社記』と異なるが、続く神輿修理記事

を見るに、

六月五日神輿婦座本社、同二十二日、神輿七基各新造被奉獻之
〔去七日祇園三基被新調之云々〕

とあつて、新造が七基で内、祇園が三基とあるから、白山・北野を加へた参陣神輿は七基以上となる計算になり、『続左丞抄』・『祇園社記』と食ひ違ふ事になる。

然るに白山神輿の参陣を伝へる史料が今一つある。『天台座主記』(五十五世「明雲」)で、

四月十三日、衆徒昇日吉八王子・客人・十禪師・祇園・京極寺・白山ノ神輿、参閑院ノ皇居ニ、為ナリ訴ヘ申ス加賀守師高ヲ也、目代師恒焼^ヒ失^ヒ白山ヲ押取^{スル}神人之物ヲ故^{ナリ}、以^テ官兵防禦^{スル}之^ノ間、流矢当^ル十禪師ノ御輿ニ、又神人官司等中^リ矢ニ、或ハ殞^シ命ヲ、或ハ被^リ疵^ヲ避^ケ去^ル、衆徒奉^リ棄^テ神輿ヲ、婦山、晚ノ頃日吉祇園ノ神輿ヲ奉^ル渡^シ祇園ニ

同十四日、大宮・聖真子・三宮神輿ヲ奉^ル振^リ上^ケ中堂ニ

同十七日、蒙^リ裁許^マ、師高被^ル処^セ流罪ニ、奉^ル射神輿ヲ輩六人

禁獄

同廿二日、中堂安置ノ神輿婦座本社ニ

(中略)

同五日、三社ノ神輿自祇園、奉^ル迎^ヘ本社ニ、中堂ノ四社同^ク奉^ル下^シ

之

とあつて、日吉三社、祇園・京極寺迄は『続左丞抄』・『祇園社記』に一致し、白山を挙げる点では『山門嗽訴記』に一致するのである。更にこれは先の『顕広王記』が神輿を八基としてゐた事と符合する事に

なるから、訴訟の本来の当事者である白山の神輿参陣は史実で、物語がそれを踏まへた可能性が浮上する。

五、『平家物語』の典拠と構想

しかし白山の神輿が参陣したとすると、捨て置かれ（『統左丞抄』）、新造された七基には含まれない事になる。然るに記録にその旨の言及がなく、且つ白山のみ陣に振り捨てなかつたとする史料も目下、見当ててゐない。記録を見るに日吉三社は共通しても末社については一致しない事が分かるが、これは安元の強訴に限らず、南北朝期までの参陣日吉神輿の記録間の相違について云へる事であつた（論末「平安鎌倉南北朝期日吉神輿参洛表」参照）。

日吉三社のみの参陣とする屋代本・覚一本・南都本は最も史実より遠いが、『公衡公記』正和四年四月二十五日条所引「日吉神輿造替例勘文」に、

安元三年四月十三日三社神輿入洛

同六月廿二日神輿七基新造奉獻（上皇御願、河内守光遠造進之とあり、年代記『年号次第』⁶²）にも、

（安元）三年四月十三日、依白山訴、日吉三社御輿参陣

とあつて、日吉三社のみの参陣を取り上げる文献もあるから、同様の文献に依拠したか、混乱の多い末社を略したものと解される。或は『闘静録』や四部本の宣旨で「日吉七社」の参陣とするのは、正に「百鍊抄」と同じ誤解で、その後の七基新造を日吉七社と誤解したか、嘉応元年十二月の強訴の際、『玉葉』も「北門神輿奉昇居建礼門壇上

〔七社・祇園・北野等云々〕」（二十三日条）と誤る所からすると（論末「平安鎌倉南北朝期日吉神輿参洛表」参照）、日吉神輿全体の参陣と誤つたかと考へられる。⁶³

恐らく当事者以外、神輿の判別は困難で、諸史料の相違は認定・伝聞の混乱を反映するのだらう。従つて現在の所『統左丞抄』に従ひ、日吉三社、祇園三社・京極一社の七社を史実とするものであるが、『平家』諸本が何らかの典拠に基づいてゐたとしても、更に物語がそれを独自の判断で改変する事もあり得たのだらう。「平家」が同様の文献を踏まへた可能性、更には白山訴訟と云ふ理路から独自に増補した可能性があると、推定するものである。

これでは『平家』の古態、及び諸本の関係を究明した事にはならないが、延慶本と四部本が日吉七社と参陣三社を併置する過ちを犯した点は、若干の考察が可能である。「皇代曆」「高倉紀」を見るに、⁶⁴

同三年四月十三日、叡山衆徒依加賀国司師高并西光入道訴、捧具

日吉神輿下洛、相具祇園三社京極寺一社（日吉三社八王子／客人十禅師）并七輿寄参内裏（閑院）、官兵合戦、奉射神輿、終中矢

御輿畢、大衆散々逃去帰山畢、其間日記在別、依之日吉祭延引畢とある。新訂増補史籍集覧の翻刻では、□の割注部分の中、波線部分が開いて本文となつてゐる為、日吉社について重複して言及するが如き本文となるが、原本の勸修寺本ではその不都合はない。然るに『皇代曆』でも傍線の「并」は四部本と同じで、これを併置の意で「ならびに」と読めば、日吉の三社と末社の祇園・京極寺の四社の他に七社の参陣となる。その場合四部本・延慶本と同じ過ちを犯した事になり、両文献の一致が注目されよう。

但し『皇代曆』本文が誤りとは断言出来ない。寧ろ併置と読むと『皇代曆』の參陣神輿は十一社以上となり、果たして他の七社に何を想定出来るのかが不審であるが、『色葉字類抄』下には「并」に「アハス・アハセテ」の訓がある様に、合計の意とすれば意が通る。『皇代曆』の後鳥羽紀以前の二筆部分に同様の用例は無いが、例へば古文書には圧倒的に併置の用法が多いのだが、

其後寺家長保三四寛弘六七八^并五箇年牒状所載田数、或十八町余、或十九町余也（『東寺文書』「太政官牒」、永久二年十一月、「平遺」一八一）

また、

但本酒免田者三段也、於所用者、八十人色衆・十人諸司・冊余人左右衆人并百卅余人免田餐前之上、僅一度各所令盛、不足不可称計（『吉田文書』「法隆寺僧等解」、天治元年十二月、「平遺」二〇二六）

また、

因茲、於当山根本大塔、昼夜不断、可勤修金剛胎藏両界供養法也、一界請定七十二口之僧侶、二界并二百四十四口之智徳、時時結番、孜孜匪懈（『高野山文書宝簡集』「太上官符」、文治二年五月、「鎌遺」一〇二）

また、

請被蒙 国恩、裁免直川保河南島久重名内松門名畠本作棄作一町余、開発一町余、常荒二町余并五町、且依為四隣牛馬放浪地、且依為洪水深底朽損地（『紀伊続風土記』付録『来栖氏文書』「紀実俊申文」承安四年十二月、「平遺」三六七〇）

また、

奉模写素紙妙法蓮華經百部八百卷、無量義・觀普賢等經各百卷并一千卷（『春華秋月抄』十一「近衛兼経願文」、寛元二年三月、「鎌遺」六二八五）

また、

元徳參正慶元^并二ヶ年召米結解事（『金沢文庫文書』「顕瑜知行分召米結解状」正慶元年九月、「鎌遺」三一八五三）

と、合計の意の用法があり、『皇代曆』の文脈も合計と読めば意が通るからである。

別に「日記」が存在したとあるものの、当該箇所他の本文に一致が見られないから、此処を『皇代曆』と『平家』に共通する典拠本文とする事は容易には出来ない。ただ延慶本・四部本文を誤写に起因すると説明するのではなく、物語が依拠した本文の誤読に起因する可能性がある事を指摘したい。その場合、七社神輿を根本中堂に振り上げた後、三基が入洛したとあつて問題はない盛衰記・長門本が後出になる。確かに建保六年の強訴の際、

九月廿一日寅刻、奉^レ振^リ上^ケ七社ノ神輿^ヲ於中堂^ニ、其ノ内昇^キ八王子・客人・十禪師、祇園三社、北野・京極寺ノ輿^ヲ衆徒群參^ス閑院ノ皇居^ニ（『天台座主記』「七十二世承円」）

と、七社を根本中堂に振り上げた後、三基が入京してゐる例が幾つかあるが、『天台座主記』に依れば、安元の際は、残りの神輿四（二三）基が中堂に振り上げられたのは、強訴の後であるから、両本は先行本文の不都合を合理的に改変したと説明するものである。

如上の古記録類を見るに、強訴以降の遺棄された神輿の祇園社遷

座、及び神輿新造とその帰座迄が一連の事件として語られてゐた。対して現存『平家』を見る限り、祇園社遷座迄で、白山神輿は愚か、その後の日吉神輿の消息について一切言及しないのが特徴である。無論、平安末期には成立してゐた日吉七社の構成について、更には鎌倉時代から南北朝時代にかけて頻発した日吉社神輿入洛について、物語の(改)作者の知識が十分でなかつた可能性を否定出来ないのであるが、強訴の一部始終ではなく、院近臣が引き起こし、王法の危機(大火事・清盛の弾圧)の大事件に繋がる契機として、白山事件と強訴を位置付けようとした物語の構想を示す筈である。これ迄、白山事件の物語内部の位置づけについて、先学による議論が成されてゐたが、記録類との対比から梶原氏論の通り、白山事件は『平家』の構想の内にある事を追認するものであらう。

注

- (1) 渥美かをる氏『軍記物語と説話』八「延慶本平家物語に見る山王神道の押し出し」(昭和五十四年五月、初出昭和五十年八月)
 (2) 鈴木彰氏『平家物語の展開と中世社会』第一部第一編第一章「白山事件」の創出―文書の活用―(平成十八年二月、初出同十四年一月)
 (3) 「語られなかつた歴史―平家物語―山門強訴」から「西光被斬まで」(『文学』二〇〇二年七月八月号、平成十四年七月)
 (4) ①梶原正昭氏『軍記文学の位相』『平家物語』の一考察―「鹿の谷」と白山事件―(平成十年三月、初出昭和三十六年十一月)。以

下梶原氏論とする。②浅香年木氏『治承・寿永の内乱論序説』第二編第一章「堂衆・神人集団の反権門闘争」(昭和五十六年十二月)、以下浅香氏論とする。③早川厚一氏『平家物語』の成立(『名古屋学院大学論集 人文・自然科学編』二十四ノ一、昭和六十二年六月)、④田中文英氏『平氏政権の研究』第五章「後白河院政期の政治権力と権門寺院」平成六年六月、初出昭和五十八年)、⑤鷹尾純氏「安元三年神輿振事件をめぐって」(今成元昭氏編『仏教文学の構想』所収、平成八年七月)、⑥砂川博氏『平家物語の形成と琵琶法師』第二編第一章「山門強訴事件」(平成十三年十月、初出同六年九月)⑦高橋昌明氏「嘉応・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」(河音能平氏・福田榮次郎氏編『延暦寺と中世社会』所収、平成十六年六月)、⑧美濃部重克氏『平家物語』における〈隠喩的文学〉(『隠喩的文学』の二つの表情―ことに〈隠喩的文学〉巻一「御輿振」から「内裏炎上」への展開―)(『年報 中世史研究』三十、平成十八年五月)、以下、美濃部氏論と略。⑨河内祥輔氏(『日本中世の朝廷・幕府体制』Ⅲ「治承元年事件および治承三年政変について」、平成十九年六月)、⑩川合康氏「鹿ヶ谷」事件考(『立命館文学』六二四、平成二十四年一月)、⑪美濃部重克氏『観想平家物語』(平成二十四年八月、⑧を含む)が管見に入った。

- (5) 覚一本は高野本(笠間書院の影印)による。屋代本は貴重古典籍叢刊の影印、南都本は汲古書院の影印による。
 (6) 『玉葉』四月十七日条。図書寮叢刊の九条家本の翻刻による。
 (7) 京都大学総合博物館所蔵勸修寺本による。

- (8) 高橋昌明・樋口健太郎氏「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、平成二十一年十二月)の翻刻による。『仲資王記』十三日条に「白山料」と傍書のあるも同意か(東大史料編纂所の紙焼写真による)。「百鍊抄」は新訂増補国史大系の翻刻。
- (9) 田嶋一夫・小峯和明氏「早大図書館蔵教本文庫本翻刻―山王関係資料二種―」(『国文学研究資料館調査研究報告』八、昭和六十二年三月)。その後、同本を底本に、叡山文庫蔵無動寺蔵延宝九年本、同文庫蔵双巖院蔵宝永二年写本により校合した『統天台宗全書 神道1 山王神道I』(平成十一年七月)が刊行されてゐる。後掲の本文は前者の翻刻により、必要な場合、後者により他本の異同を記した。また私により読点を補ひ、◇に私見を傍記した。
- (10) 『百鍊抄』三月二十八日条・『玉葉』四月二日条。
- (11) 『玉葉』・『百鍊抄』・『愚昧記』・『続左丞抄』には二十日とする。
- (12) 『愚昧記』は東大史料編纂所の自筆本により、陽明文庫本(陽明叢書『平記・大府記・永昌記・愚昧記』の影印)・京都大学総合博物館蔵勸修寺本を参照した。
- (13) 『愚昧記』四月十三日条の展開とも異なる。
- (14) 『百鍊抄』・『続左丞記』に死者の記事あり。『愚昧記』十三日条には「大衆両三蒙疵、宮司法師一人忽死去、宮司俗官一人同蒙疵、神人昇神輿之輩又如此」とある。
- (15) 図書寮叢刊『伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』の翻刻による。◇は統群書類従本。藤原公重は大治五年正月に紀伊国司補任(『中右記』同二十八日条)。猶、『御池坊文書』『関東下知状案』(元久二年五月、『鎌倉遺文』一五四八)参照。以下『鎌遺』と略。
- (16) 後出本では寺焼打の際、「ふせく所の大衆三百余人打殺さる」(奥村本)と目代側の暴虐を強調する。
- (17) 汲古書院刊の影印による。平松本は「宇河^{ウカワ}」の訓。同本は清文堂の影印による。
- (18) 奥村本(大学堂書店刊『八坂本平家物語』)による。調査が及んだ京都府立総合資料館本(同館の網頁に公開)・内閣文庫蔵秘閣粘葉本(紙焼写真)・城方本(国民文庫本の翻刻)・田中本(史料編纂所の紙焼写真)も同。彰考館本「愈善寺」(国文学研究資料館の紙焼写真)。
- (19) 古活字本(勉誠社の影印)による。蓬左本は汲古書院の影印。松井本は雄松堂のマイクロフィルムによる。
- (20) 日本思想大系『寺社縁起』の翻刻による。白山本宮・中宮の關係については黒田俊雄氏「黒田俊雄著作集 第三卷 顕密仏教と寺社勢力」Ⅲ「白山信仰の構造―中世加賀馬場について―」(平成八年二月、初出昭和五十八年)参照。
- (21) (20)の『寺社縁起』の「温泉寺」注。
- (22) 福武書店の翻刻による。次の『源平闘諍録』は汲古書院の内閣文庫所蔵史籍叢刊(古代・中世)編の影印、四部合戦状本は汲古書院の影印による。
- (23) 臨川書店の影印による。次の城一本は國學院大学図書館の網頁による。
- (24) 御橋惠言氏『平家物語証注』上(平成十一年十月)
- (25) 久保勇氏『平家物語大辞典』『鵜河』(平成二十二年十一月)

- (26) 市立米沢図書館蔵。紙焼写真による。如白本・康豊本・中京大本・南部本（以上国文学研究資料館の紙焼写真による）同。
- (27) 但し大前神社本には「国府ノ辺温川ト云山寺アリ」、後には「温河へ押寄テ」（おうふうの影印）とある。
- (28) 『金沢文庫文書』「加賀八院衆徒等申状案」（元徳二年閏六月、「鎌遺」三二―三三）に「湧泉寺」とある。
- (29) 奥書より弘安二年以前成立の『温泉山住僧葉能記』にも「且は出温を守」とある（前掲『伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』の翻刻による）。
- (30) 『大日本古文書 東大寺文書之三』六〇八
- (31) 『大日本古文書 東大寺文書之三』六一〇
- (32) 『鎌遺』二四四―二六
- (33) 『百卷本東大寺文書』「伊賀国留守所下文案」（建保四年六月、「鎌遺」二二四―）。普通名詞でも「一、温屋五間一面、（中略）温船朽損」（『東大寺文書』「観世音寺堂舎損色注文」、久安四年閏六月、「平安遺文」二六四九）とある。以下『平遺』と略。
- (34) 『東南院文書』「官宣旨」（長寛二年七月、「大日本古文書 東大寺文書之三」六五九）
- (35) 東大史料編纂所蔵『伊佐早謙所蔵安田文書』「大見資家与与状案」（延慶三年六月、同所の網頁に翻刻が公開）・『安田文書』「大見資家讓状」（正中二年二月、「鎌遺」二八九九五）
- (36) 『安田文書』「大見行定讓状」（弘安六年四月、「鎌遺」一四八三六）・『同』「大見頼資大間帳」（乾元二年六月、「鎌遺」二一五六―）
- (37) 『鎌遺』一三三―三六〇
- (38) 『色葉字類抄』は、中田祝夫氏・峯岸明氏編『色葉字類抄 研究並びに索引編』による。『伊呂波字類抄』は雄松堂の複製による。
- (39) 新訂増補国史大系。吉田本（天理図書館善本叢書『古代史籍続集』）・中院本（燃焼社の影印）・土御門本（国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書の影印）を参照した。
- (40) 『伊呂波字類抄』所引の有馬の「温泉三和社」に、「旧記云、大神湯泉鹿舌三像大明神」とある。
- (41) 『延慶本平家物語全注釈 第一本』五四―頁（平成十七年十月）。
- (42) 美濃部氏論では神輿数を七基として史実と一致するとするが、誤解があらう。
- (43) 『四部合戦状本平家物語評釈（二）』（『名古屋学院大学論集』二十一ノ一、昭和五十九年五月）
- (44) 『盛衰記』・長門本は波線なし。延慶本は「叡山衆徒、日吉社捧神輿」とする。
- (45) 富倉徳次郎氏『平家物語全注釈 上』「御輿振」。以下富倉論と略。
- (46) 鈴木彰氏『平家物語の展開と中世社会』第二部第三編第一章「御輿振」の変容とその背景」平成十八年二月、初出同九年六月）
- (47) 新訂増補国史大系による。
- (48) 増補続史料大成『八坂神社記録 三』による。
- (49) 小峯和明氏『早大図書館蔵教林文庫本翻刻（五）―山王関係資料二種―』（『国文学研究資料館調査研究報告』十一、平成二年三月）。
- 『日吉山王権現知新記』巻中所収本も参照（『神道大系 神社編 日吉』）。

- (50) 書陵部蔵。紙焼写真による。
- (51) 渋谷慈鑑氏『校訂天台座主記』の翻刻による。
- (52) 史料纂集『公衡公記』二所収。
また、
- (53) 牧野和夫氏『延慶本『平家物語』の説話と学問』『成實堂文庫蔵『年号次第』一冊とその周辺―『平家物語』生成の一齣―(平成十七年一月、初出平成十一年十月)の翻刻による。
- (54) 応安二年四月の強訴の後、『後深心院関白記』七月二十一日条の『後愚昧記』二十七日条・『祇園社記』十所収の「武家申詞」・「後光厳天皇綸旨」では日吉七社入洛とあり、一部の入洛をも全称した可能性もあるか。
- (55) 『盛衰記』四「山王垂迹」で、保安四、保延四、久安三、永暦元、嘉応元に続き安元三で入洛六度目とする。『帝王編年記』の認定に同じ。
- (56) 京都大学総合博物館蔵勸修寺本による。「二代要記」は破損の為、日吉の八・客・十の三社のみしか明らかにならない(東山御文庫本の紙焼写真による)。
- (57) 拙稿『『平家物語』「堂衆合戦」の成立について』(『国語国文』六十五ノ四、平成八年四月)
- (58) 『鎌倉遺文』を見る限り、この用法は鎌倉後期には使用の例が少ない。また前期でも、
 囊祖茂生者天慶六年拜任、天徳□年還任、前後相并十二年也(『兼仲記』紙背文書「某申状」、建治三年八月、『鎌遺』一二八四〇)
 また、
- 就此新祠、類企參籠、前後相并百五十余度也(『新熊野神社文書』「院庁定文案」、建久三年正月、『鎌遺』五七九)
 また、
 地頭名田荒廢事、承久以前廿余年、同已後十八年、相并四十余年之由、地頭申之(『東文書』「六波羅下知状」嘉禎四年十月、『鎌遺』五三一五)
 また、
 曾祖永万元年任顯職、拜趨廿九年之間、以往之文書多以勸置之上、祖父相統官務廿五年、故大夫史勸務九年、愚老居職已以廿二年、四代年記相并八十余年(『壬生家文書』「小槻有家起請案」文永十年七月、『鎌遺』一三三六九)
 とある様に「相并」として、併置の使用法と区別する傾向がある。
- (59) (57)の拙稿以外に、『平家物語』「頼朝義仲不和」の成立について(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』二十五、平成十年三月)・「矢田判官代在名・大夫房覚明前歴」(『米沢史学』十七、平成十三年十月)に両者の共通本文について論じた。
- (60) 早川厚一氏・佐伯真一氏・生形貴重氏「四部合戦状本平家物語評釈(三)」(『名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇』二十一ノ二、昭和六十一年一月)
- (61) 『天台座主記』「八十一世尊覚」正嘉二年二月十六日条、「八十二世尊助」正元二年正月四日、「八十六世慈禪」文永六年正月二日条にも見える。
- (62) 菅原信海氏『山王神道の研究』第四章「山王七社の形成」(平成四年二月)

(63) 時枝誠記氏「平家物語はいかに読むべきか」に対する一試論
 (『国語と国文学』三十五ノ七、昭和三十三年七月)・梶原氏論。

〈平安鎌倉南北朝期日吉神輿参洛表〉

年月	『山門嗽訴記』	『天台座主記』	『二代要記』	『祇園社記』
① 保安四・七	日吉七社	同上	同上	同上
② 保延四・四	同七社・祇・北	八客十・祇・北・京	同上	ナシ
③ 永暦元・十	同三基・祇・京	八客十・祇・北・京	八客・祇・京	ナシ
④ 嘉応元・十二	同〈三基〉・祇・北・京	八客十・祇・北・京	同上	ナシ
⑤ 安元三・四	(本文参照)	(同上)	(同上)	(同上)
⑥ 建久二・四	同三基・祇・北・京	八客十・祇・京	八客十・祇・北・京	ナシ
⑦ 建保六・九	同三基・祇・北・京	八客十・祇(三)・北・京	八客十・祇・北・京	八客十・祇(三)・北・京
⑧ 文暦二・七	同三基	八客十	同上	同上
⑨ 正嘉二・四	同三基	八客十・祇・北	八客十	同上
⑩ 正元二・正	同三基・祇・北・京	八客十・祇・北(二)	八客十・波利女・北・京	八客十・祇(三)・北
⑪ 文永元・三	同三基・祇・北・京	八客十・祇・北・京・赤	八客十・祇(三)・北(二)・京・赤	八客十・祇(三)・北(二)・京・赤
⑫ 同六・正	同三基・祇・北	八客十・北(二)・赤	八客十・祇・北(二)・赤	日吉三基・北・赤
⑬ 弘安元・五	同三基	八聖十	八三十・赤	ナシ
⑭ 同六・正	同三基・祇・京	八三十二・祇・京	三社・祇・京・赤	八客十・祇・赤(五社)
⑮ 延慶二・七(十二)	同三基・祇・北・京・赤	七社・祇・北・京・赤・五 条天神	ナシ	七社・祇(三)・赤
⑯ 応安元・八	ナシ	八客十・祇・北・赤	ナシ	八客十・祇・京・赤
⑰ 同二・四	ナシ	大三聖・祇(三)	ナシ	大三聖・祇(二)〈六社〉
⑱ 同七・六	ナシ	日吉七基・赤	ナシ	日吉七社・祇・京・赤

その他の記録

- ① 『皇代曆』十八日条「日吉七社」、『公衡公記』「七社神輿入洛」、『延曆寺護国縁起』「七社」(統群書類従)
- ④ 『愚昧記』二十四日条「(日吉未詳) 祇・北」(大日本古記録)、『兵範記』二十三日条「八客十、祇(三)・北(二)・(八基)」
- ⑥ 『牒状類集』「延曆寺衆徒申状」「八客十・祇・京・北」(鎌遺)三二四八三、「百鍊抄」二十六日条「日吉・祇・北」
- ⑦ 『公衡公記』「三社神輿入洛」、『百鍊抄』・『帝王編年記』二十日条「八客十・祇(三)・京・北(二)」、『仁和寺日次記』二十一日条「八客十・祇(三)・北」(統群書類従)
- ⑧ 『百鍊抄』二十三日条「日吉(八以外未詳)」、『公衡公記』「三社神輿入洛」、『帝王編年記』二十三日条「八三十」、『東鏡』七月二十九日条「八客十」(新訂増補国史大系)
- ⑨ 『百鍊抄』十七日条「八客十」、『公衡公記』「三社神輿入洛」、『帝王編年記』十七日条「八客十」、『東鏡』二十一日条「日吉三基」、『類聚大補任』「振捨三社神輿於三条内裏」(群書類従)
- ⑩ 『深心院関白記』六日条「日吉三基・祇(二)・北(二)」(大日本古記録)、『公衡公記』「三社神輿入洛」、『帝王編年記』六日条「八客十・祇・北・京」、『東鏡』十日条「日吉三基・祇(三)・北(二)・京(已上九基)」、『皇代曆』六日条「日吉三輿」、●参考『統史愚抄』六日条「八客・北(二)・京【二代要記・座主記・歴代最要・東鑑・皇年代私記・歴代編年・武家年代記・座主秘記】」
- ⑪ 『新抄』二十五日条「大客十・祇・北・京」(新訂増補史籍集覧 続編一)、『民経記』二十六日条「八客十・祇(三)・北(二)・京・赤、(都合十基)」(大日本古記録)、『公衡公記』「三社神輿入洛」、『帝王編年記』二十五日条「八客十・祇・北・赤」、『皇代曆』二十六日条「(山門八王子等)・祇・北・京・赤(以上十基)」、『武家年代記裏書』二十五日条「日吉(二社)」(増補統史料大成)、●参考『統史愚抄』二十五日条「山徒振弃日吉神輿(八王子・十禪師・客人)三基、祇園三基、北野二基、赤山・京極寺二基等(已上十基、或作八基)(中略)【二代要記・歴代最要・歴代編年・武家年代記・座主秘記】」
- ⑫ 『公衡公記』「三社神輿入洛」、『帝王編年記』十九日条「八客十・北・赤」、●参考『統史愚抄』十日条「八客十・北(二)・赤【管見記正和四四廿五・武家年代記・一代要記・歴代編年・座主秘記】」
- ⑬ 『勘仲記』十二日条「祇・北両社神輿無出御」(史料纂集)、『公衡公記』「三社神輿入洛」、『皇代曆』十二日条「日吉神輿」、『帝王編年記』十二日条「八客十」、『武家年代記裏書』十二日条「日吉三社」、●参考『統史愚抄』十二日条「山門僧徒振棄日吉神輿(八王子・三宮・十禪師・赤山)四基【管見記正和四四廿五・兼仲卿記・歴代最要・武家年代記・歴代編年・一代要記・皇年私記・如是院年代】」
- ⑭ 『実躬卿記』六日条「本社四体・祇・京」(大日本古記録)、『勘仲記』六日条「八客十・祇・京・赤」(増補史料大成)、『公衡公記』「三社入

- 洛』、『帝王編年記』九日条「八客十・祇・京」、『武家年代記裏書』六日条「八客十・祇・赤（已上五社）」、『皇代曆』六日条「日吉三基・祇・京・赤」、『園太曆』觀応元年十二月二十四日条「日吉三基」（史料纂集）、『社家条々記録』六日条「八客十・祇（一）・赤、（以上五社）」（増補統史料大成）『八坂神社記録』二、●参考『統史愚抄』六日条「延暦寺僧徒依訴奉日吉神輿六基（十禪師・八王子・客人・祇園・京極寺・赤山等）入洛【兼仲卿記・管見記正和四廿五・糟粕記・園太曆觀応元年十二月廿四・増鏡・歴代最要・歴代編年・一代要記・皇年代私記・武家年代記・実躬卿記・如是院年代】」
- ⑮『武家年代記裏書』七月二十九日条「三社」、八客十・赤（以上四社）」、『皇代曆』七月二十八日条「三基（八客・赤）」、十二月九日条「日吉神輿入洛」、『社家条々記録』七月二十八日条「八客十・赤」、十二月五日条「大聖三三・祇（三）」、『東寺王代記』七月二十八日条「八客十・赤」、十二月五日条「不殘四社」（統群書類従）、『日吉社并叡山行幸記』「七社・祇・北・京・赤・五条天神」（室町ころ）、●参考『統史愚抄』七月二十八日条「日吉神輿三基（八王子・客人・赤山）入洛【歴代最要・或記・王年代記・皇年代私記・武家年代記】」、十二月五日条「延暦寺僧徒奉日吉七社神輿入洛【歴代最要・長者補任・東宝記・皇年私記】」
- ⑯『後深心院閔白記』二十九日条「八客十・赤・北・祇」（大日本古記録）、『師守記』応安七年六月二十日条「八客十・赤・京」（史料纂集）、『皇代曆』二十九日条「日吉三基」、尊経閣蔵『山門嗽訴記』二十九日条「八客十・赤・祇・北（二）」（大日本史料）、『日吉神輿御入洛見聞略記』二十八日条「八客十・祇・北・赤」（群書類従）、『皇代記』首書「二十八日条「八客十・赤」（群書類従）。●参考『統史愚抄』二十九日条「日吉神輿三基（八王子・十禪師・客人）及赤山京極寺神輿一基（已上四基）入京【歴代最要・皇年私記・師夏記応安七六二十・後愚昧記・神輿入洛記】」。『大日本史料』六之三十参照。
- ⑰『後愚昧記』二十日条「四基（一基は三）」（大日本古記録）、『日吉神輿御入洛見聞略記』二十日条「大三三聖」、『皇代曆』二十四日条「又入洛四基」、『花宮三代記』二十日条「大三三聖」（群書類従）、『皇代記』首書「二十日条「大三三聖」、『師守記』応安七年六月二十日条「大三三聖」●参考『統史愚抄』二十日条「日吉神輿（大宮・二宮・三宮・聖真子）四基重入洛（中略）及祇園大宮少将井等神輿三基【道嗣公記・後愚昧記・神輿入洛記・皇年私記・歴代最要・武家日記・師夏記応安七六二十・南方紀伝・王年代記・或記・武家年代記・如是院年代】」。『大日本史料』六之三十参照。
- ⑱『後深心院閔白記』二十日条「前後神輿八基」、『後愚昧記』二十日条「七基」、『師守記』二十日条「日吉七基・祇・北・京・赤」、『日吉神輿御入洛見聞略記』二十日条「日吉七基・赤」、●参考『統史愚抄』二十日条「日吉神輿（中略）七基、及赤山・北野神輿（中略）祇・京【師夏記・後愚昧記・神輿入洛記・道嗣公記・歴代最要】」。『大日本史料』六之四十一参照。

〔凡例〕

一、日吉七社は・で区別せず列挙した。略称は、八〃八王子、客〃客人、十〃十禪師、三〃三宮、聖〃聖真子、二〃二宮、大〃大宮。末社の略称は、祇〃祇園、北〃北野、京〃京極寺、赤〃赤山

一、() の数字は末社の神輿数を示す。へゝはその他の必要な注記。【】は『続史愚抄』が挙げる典拠。

一、神輿の本文・掲載順は必ずしも引用本文に従はず、改めてある。ナシは神輿の種類・数及び入洛の記事自体のない事を示す。

一、『祇園社記』⑭・⑮は『祇園社記』「祇園社御霊会式日延引例」に、⑯は『祇園社記』十所収『続正法論』二十九・三十日条、⑰は『祇園社記』六・十によるが、京・赤も振り祇園社に入るとある。⑱は『祇園社記』六による。

一、『天台座主記』⑭～⑱は首楞嚴院本による。

一、『公衡公記』は本文に引用した「日吉神輿造替例勘文」による。